

平成 27 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

議 案 第 42 号 説 明 資 料

平成 27 年 5 月 26 日

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
参考資料	附属機関として設置しようとする委員会の概要・・・・・・・・	4

学校教育課

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定により、町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行い、及び同法第28条第1項の規定によりいじめの重大事態を明確にする調査を行う「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」を設置するため、規定の改正を行います。

また、これに関連し、委員会の委員の報酬の額を定めるため、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を併せて行うものです。

○ 改正内容

1 附属機関の追加

「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」を附属機関として位置付けるため、大磯町附属機関の設置に関する条例の別表に追加します。

附属機関	設置目的	委員数
大磯町いじめ問題対策・調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定により、町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行い、及び同法第28条第1項の規定によりいじめの重大事態を明確にする調査を行うこと。	8人以内

2 関連する条例の一部改正

上記の委員会を附属機関とすることに伴い、大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、委員の報酬を規定します。

区分	報酬の額
いじめ問題対策・調査委員会委員	日額 6,500円

※ 大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定により、学識経験者として委嘱する委員の報酬額は、上記の表中「6,500円」とあるのは「8,400円」となります。

3 施行日

公布の日からとします。

大磯町附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

改正案		現行				
第1条～第3条 省略		第1条～第3条 省略				
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。 別表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>いじめ問題対策・調査委員会委員</td> <td>日額 6,500円</td> <td>同上</td> </tr> </table>		いじめ問題対策・調査委員会委員	日額 6,500円	同上		
いじめ問題対策・調査委員会委員	日額 6,500円	同上				
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)				
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数			
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略			
	}	}	}			
	大磯町消防審議会	省略	省略			
教育委員会	大磯町社会教育委員	省略	省略			
	大磯町図書館協議会	省略	省略			
	大磯町いじめ問題対策・調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により、町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行い、及び同法第28条第1項の規定によりいじめの重大事態を明確にする調査を行うこと。	8人以内			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数			
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略			
	}	}	}			
	大磯町消防審議会	省略	省略			
教育委員会	大磯町社会教育委員	省略	省略			
	大磯町図書館協議会	省略	省略			

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案

現行

第1条～第5条 省略

第1条～第5条 省略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

別表（第2条、第4条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略
）	）	）
図書館協議会委員	省略	省略
いじめ問題対策・調査委員会委員	日額 6,500円	同上
員		
郷土資料館運営委員会委員	省略	省略
）	）	）
嘱託員、調査員、審査員、指導員、研究員、連絡員、協力員及びこれらに準ずる者	省略	省略

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略
）	）	）
図書館協議会委員	省略	省略
郷土資料館運営委員会委員	省略	省略
）	）	）
嘱託員、調査員、審査員、指導員、研究員、連絡員、協力員及びこれらに準ずる者	省略	省略

附属機関として設置しようとする委員会の概要

○ 大磯町いじめ問題対策・調査委員会

1 委員会の設置目的

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定により、町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行い、及び同法第28条第1項の規定によりいじめの重大事態を明確にする調査を行うため、当委員会を設置します。

2 委員構成について

委員会の委員については、以下を予定しています。

- ・ 弁護士
- ・ 心理や福祉の専門家
- ・ 学識経験者
- ・ 大磯町区長連絡協議会代表
- ・ 民生委員児童委員代表
- ・ 人権擁護委員
- ・ 町立小・中学校PTA代表
- ・ 神奈川県教育委員会指導主事 計8人以内を予定

なお、いじめ問題等の事案の調査や調整を行う場合は、調査・調整の対象となる関係者と直接の人間関係又は特別利害関係を有する委員がいる場合には、その委員を除いた構成員で調査・調整に当たることとし、公平性・中立性の確保に配慮します。

3 委員の任期

2年

4 委員会の開催予定

開催時期	開催内容（予定）
平成27年7月頃	大磯町いじめ防止基本方針に基づく対応の状況等についての検証
平成28年2月頃	大磯町いじめ防止基本方針に基づく対応の状況等についての検証
平成28年7月頃	大磯町いじめ防止基本方針に基づく対応の状況等についての検証

※必要に応じて、いじめの重大事態を明確にする調査を実施